

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年2月27日 19時05分ごろ
発生場所	阪神港大阪第6区の神崎川河口 大阪北港北灯台から真方位029° 1,650m付近 (概位 北緯34° 41.2' 東経135° 24.7')
事故の概要	貨物船第一大高丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年3月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一大高丸、363トン
船舶番号、船舶所有者等	134923、有限会社越智海運
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	シューピースに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、阪神港大阪第6区の私設岸壁で、鋼材約856tを積載し、船首2.65m、船尾3.60mの喫水で出航した。</p> <p>本船は、船長が、幾度も航行した経験から目視で航行できると思い、神崎川の河口に向け、神崎川橋橋梁灯（C2灯）を船首目標として南西進し、意図せず神崎川橋をふだんより東方に寄って通過して右転した後、浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、離礁を試みたものの、自力での離礁を諦め、救助を要請し、来援した船舶の支援を受けて離礁した。</p> <p>船長は、昼夜を問わず、幾度も本事故海域を通過した経験があったものの、浅所の正確な位置を海図、GPSプロッターを見て知っていた。</p>
分析	<p>本船は、船長が、幾度も航行した経験から目視で航行できると思い、阪神港大阪第6区の神崎川河口付近を幾度も通過した経験があったものの、意図せず同河口付近をふだんより東方に寄って航行中、神崎川橋を通過して転針する際、いつもと同じタイミングで右転したことから、浅所へ向かうこととなり、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、昼夜を問わず、幾度も本事故海域を通過した経験があったものの、浅所の正確な位置を海図、GPSプロッターを見て知っていたものと考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、船長が阪神港大阪第6区の神崎川河口付近を幾度も通過した経験があったものの、意図せず同河口付近をふだんより東方に寄って航行中、神崎川橋を通過して転針する際、いつもと同じタイミングで右転したため、浅所へ向かうこととなり、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、幾度も航行した経験がある浅所がある海域においては、レーダー、GPSプロッターなどを用いて本船の位置を正確に把握し、舵の操作を適切な時機に行うこと。・ 船長は、川底に土砂、泥等が堆積して水深が浅くなっているおそれがあることを知っている場合、水深と喫水を考慮して安全な針路を選択することが望ましい。